

# EPAに基づく特定原産地証明書 (日本商工会議所発行)

# 特定原産地証明書とは？

EPA（経済連携協定）に基づいて、EPA協定国・地域間での輸出入において、輸入国にて免税・減税の優遇措置を受けるための証明書



## ■ 二国間協定

- 日インド協定 ▲
- 日インドネシア協定 ▲
- 日オーストラリア協定 ▲
- 日スイス協定 ▲
- 日タイ協定 ▲
- 日チリ協定 ▲
- 日フィリピン協定 ▲
- 日ブルネイ協定 ▲
- 日ベトナム協定 ▲
- 日ペルー協定 ▲
- 日マレーシア協定 ▲
- 日メキシコ協定 ▲
- 日モンゴル協定 ▲

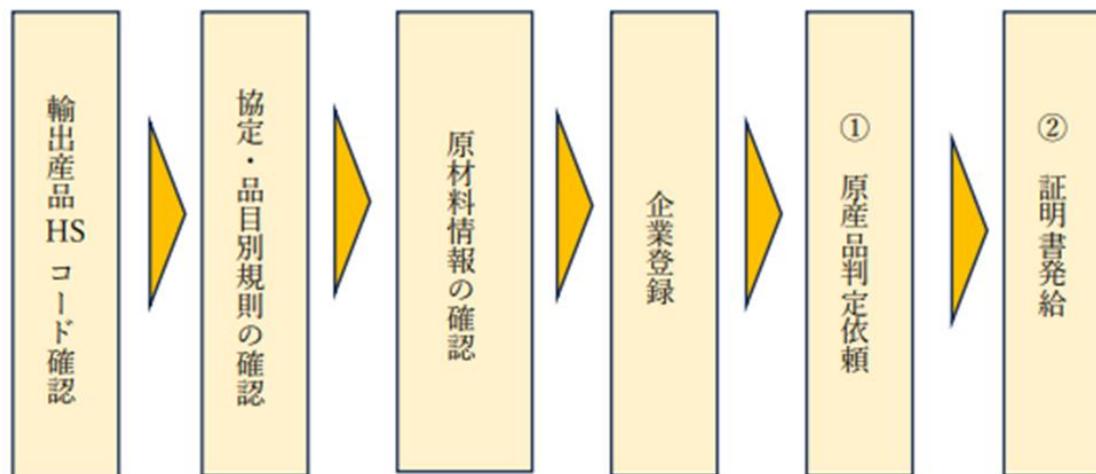
(※) 日シンガポール協定における特定原産地証明の発給は日本商工会議所ではなく、全国の商工会議所で実施しています。

## ■ 多国間協定

- 日アセアン協定 ▲
- RCEP協定 ▲

[参考] 日本商工会議所 HP「利用条件の確認」を編集して作成  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kunibetsu.html>

# 発行までの流れ



日本商工会議所へオンラインにて下記申請を行います。

①**原産品判定依頼申請**(生産者もしくはは輸出者)・・・原則3営業日

②**証明書発給申請**(輸出者)・・・原則2営業日

※事前に「企業登録」が必要です。(発行に2週間ほどかかります。)

# ①原産品判定依頼(生産者もしくはは輸出者)

産品の原産性を判定してもらう手続き

- ◆輸出者にて行う場合も、生産者からの情報や証明が必要になるため、生産者の協力は必須。
- ◆日本商工会議所への手数料は不要。
- ◆輸出産品の情報（原材料含む）、国やルール、生産者に変更なければ、一度だけの手続き。

## ②証明書発給申請（輸出者）

個別の輸出にあたって証明書を発行してもらう手続き

- ◆個別の輸出時に、都度、手続き必要。
- ◆確定したINVOICE情報が必要。
- ◆日本商工会議所への手数料が発生。  
基本料2,000円+（品目数×500円）  
例）3品目の場合  $2,000円 + 500円 \times 3 = 3,500円$

## 輸出者が証明書発給申請のみを行う場合

原産品判定依頼を行った生産者から、その原産品の利用を認める「同意通知書」を提出していただく必要があります。

同意通知書は、生産者が、発給申請者からの依頼を受けて、立証資料を提出することに同意したことを示すものになります。

## 適用される規則

**協定・輸出産品HSコード**によって適用規則決定。

**VAルール**…輸出価格における原産品に該当する**原材料の価格の割合**により判定。

**CTCルール**…輸出産品の**HSコード**と**材料・部品のHSコードの変更**により判定。

# VAルール

- ◆輸出価格（FOB価格）における原産品に該当する原材料の価格の割合により判定。  
生産者の場合、輸出者への販売価格（工場出し価格）における割合。
- ◆原産材料、経費、利益の価格で、基準値の割合を超えていることが必要。  
⇒原産資格割合を満たすまで、原産材料価格を積み上げ。
- ◆計算ワークシートを提出。
- ◆原材料価格の根拠資料は法定提出書類ではないが、3又は5年間の保管義務あり。

原産扱いの材料がある場合は、原産性を証明するためのサプライヤー証明が必要！

# ※大阪事務所

利用協定		日マレーシア協定		「計算ワークシート」の例			令和●年●月●日 株式会社●●●●●	
生産国	日本	生産場所	●●●株式会社 ●●●工場(●●●県●●●市●●●)				判定受付番号	△△△△△△△△
適用原産地規則	付加価値基準(VA40%以上)	判定依頼書(画面)に入力された輸出品名と合わせてください。産品、部品の名称には(第三者でもHSコードが照合できるような)一般名称も記載してください。			判定受付番号	△△△△△△△△		
HS番号	産品名	FOB価格(円換算)	付加価値	非原産材料価格	原産資格割合	基準値		
8544.30	ワイヤーハーネス	\$53	¥5,800	¥4,400	¥1,400	76%	40%	
○材料等の構成 (HS番号の記載は原則不要)								
部品(材料)名	原産/非原産	金額	原産情報	価額情報				
Tape cartridge	原産(マレーシア)	¥...	日アセアン協定証明書(マレーシア発給): 累積	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し				
モーター	原産(マレーシア)	¥...	日アセアン協定証明書(マレーシア発給): 累積	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し				
フェライトコア	原産(マレーシア)	¥...	サプライヤーからの資料(△△factory)	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し				
銅線	原産(日本)	¥...	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス				
原産材料価格合計		¥1,100						
プラスチック製管	非原産	¥...	「原産」扱いの材料については「サプライヤー証明書」の入手が必要です。回証明書未入手の場合は「非原産」扱いで原産資格割合を計算してください。	金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
プロテクター	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
Drive gear	非原産	¥...	控除方式 or 積み上げ方式については、非原産/原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、より簡便な方法を自由に選択可能。	金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
Tapping screw	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
Nut	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
Class fuse	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
Spounge seal	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
Surge absorbers	非原産	¥...	材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。	金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
ばね	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
サインプレート	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
はんだ	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
LED	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
電気抵抗器	非原産	¥...	積み上げ方式を使う場合、非材料費(生産コスト・経費、利益、輸送コスト・チャージ)金額の計算ワークシートへの記載 & その根拠を示す資料が必要。	金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
印刷回路	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
接続子	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
ファスナー(留め具)	非原産	¥...		金額算出のワークシート、数字を添付する台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録				
非原産材料価格合計		¥1,400						
生産コスト・経費	-	¥2,700	製造原価明細					
利益	-	¥400	製造原価明細					
輸送コスト・チャージ	-	¥200	製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等					
非材料費合計		¥3,300						
レートを入力								
FOB価格		¥5,800	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等					
外国為替レート US\$1 =	¥110	\$53						

# CTCルール

◆輸出製品のHSコードと使用した材料・部品のHSコードの変更により判定。

CC：2桁（類）、CTH：4桁（項）、CTSH：6桁（号）

◆原材料の単位は、一次材料。

◆原材料のHSコードは素材、用途等に基づいて確認

使用した材料・部品の品目数が膨大な場合、生産工程等の実態に合わせて、ある程度の固まりとしての部分品として認められる。

◆対比表を提出。

原産材料がある場合は、原産性を証明するためのサプライヤー証明が必要！

# ※大阪事務所

「対比表」の例						
利用協定	日アセアン協定					
生産国	日本					
生産場所	●●●株式会社 ●●工場(●●●●市●●●)					
適用原産地規則	関税番号変更基準(CTH, 4桁変更)					
		令和●年●月●日 株式会社●●●● (資料作成者役職・氏名)●●●●				
		判定受付番号: △△△△△△△△				
HSコード	製品名	HSコード	部品(材料)名	金額	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管		非原産	
		3923	プロテクター		非原産	
		3926	Drive gear		非原産	
		4016	ワッシャー		非原産	
		5901	織物製テープ		非原産	
		7318	Receptacle		非原産	
		7318	Tapping screw		非原産	
		7318	Nut		非原産	
		7318	Class fuse		非原産	
		7318	Sponge seal		非原産	
		7320	Surge absorbers		非原産	
		7320	ばね		非原産	
		8310	サインプレート		非原産	
		8003	はんだ		非原産	
		8533	電気抵抗器		非原産	
		8532	LED		非原産	
		8534	印刷回路		非原産	
		8536	接続子		非原産	
		9607	ファスナー(留め具)		非原産	
			モーター		原産(マレーシア)	日アセアン協定証明書(マレーシア発給)
			フェライトコア		原産(マレーシア)	サプライヤーからの資料(△△factory)
		(8544)	銅線		原産(日本)	サプライヤーからの資料(○●株式会社△△工場)
		(8544)	電気導体		原産(マレーシア)	日アセアン協定証明書(マレーシア発給): 累積※

輸出製品の生産に使用したすべてのHSコード、材料・部品名を記載。ソート(番号順に並べ替え)してください。

僅少を使用する場合を除いて、記載不要。

すべての非原産材料のHSコードが、輸出製品のHSコードと比較して、定められている桁数で(この場合左から4桁)変更していることを確認。

854430

ワイヤーハーネス

判定依頼書(画面)に入力された輸出製品名と合わせてください。製品、部品の名称には(第三者でもHSコードが照合できるような)一般名称も記載してください。

原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可能。その場合、サプライヤーからの資料は不要。

非原産材料については、取引書類や原産性を裏付ける資料は不要。

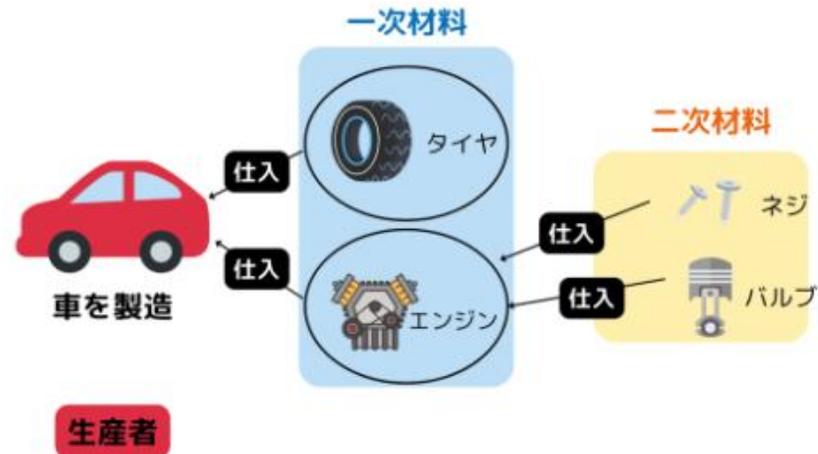
原産材料については、その原産性を示すための根拠書類(※1)が必要。資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシート(※2)を作成する必要がある。

(※1) サプライヤーからの証明資料の例: 下記マニュアルの18ページ参照  
(※2) 計算ワークシートの例: 下記マニュアルの13ページ参照  
[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/roo\\_guideline.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf)

# 一次材料とは

輸出製品の生産者が直接仕入れた材料

〈例〉



車の生産者が直接仕入れたタイヤとエンジンが一次材料。

一次材料であるエンジンの生産者が、エンジン生産のために仕入れたネジ・バルブは、二次材料。

対比表への記載は、一次材料。

※同じ素材・用途の部品は、サイズや形の違いで区別することなく、固まりとしての部分品として認められます。

# ルールによって必要になる情報

VAルール：輸出価格の内訳金額情報

〈例〉 部品・材料の仕入額、経費、利益、輸送コスト

CTCルール：製品を構成する原材料の情報

〈例〉 部品・材料の一般名称、HSコード

※根拠資料の保管も必要。

〈例〉 注文書、納品書、出荷記録、INVOICE

# サプライヤー証明

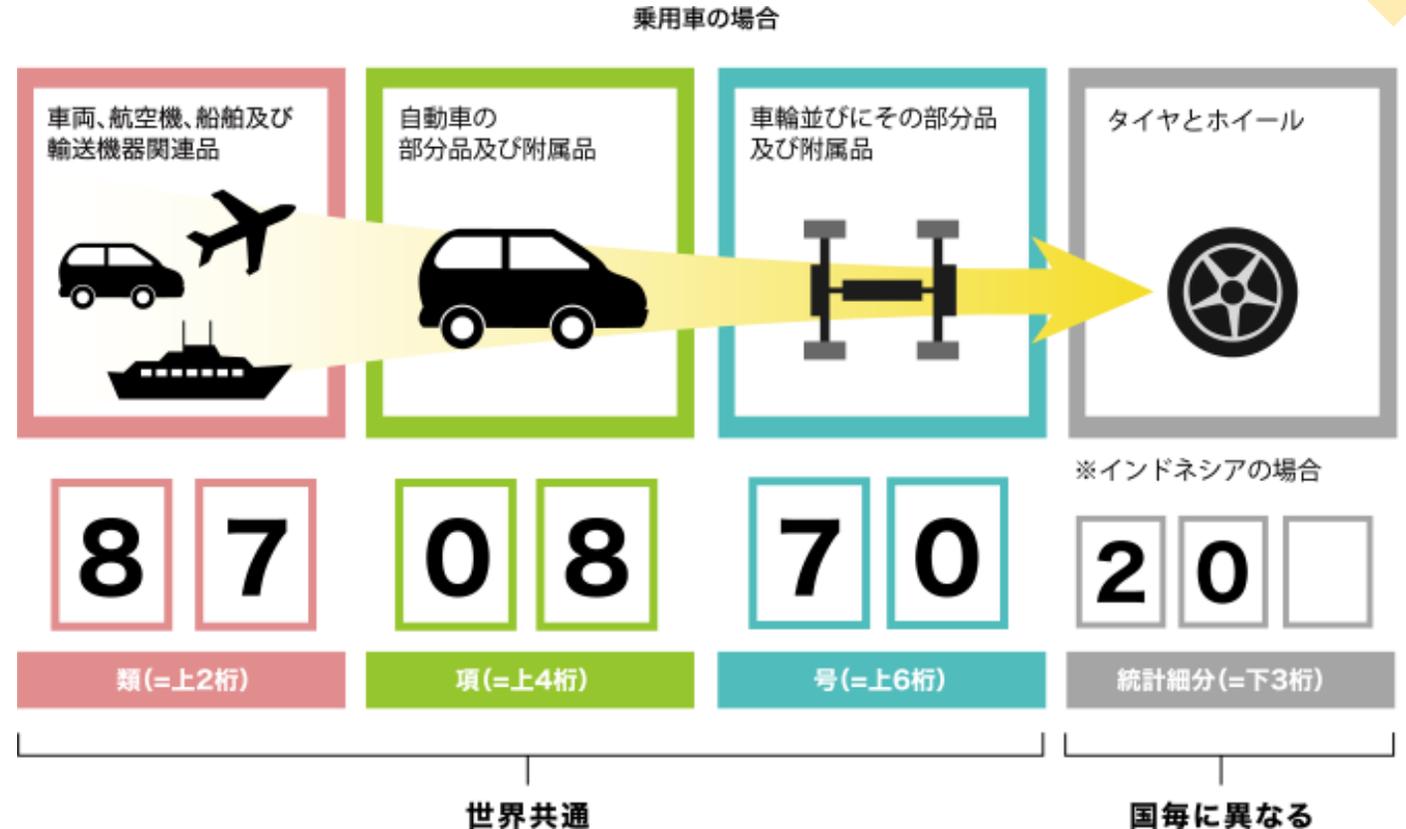
VAルールで原産扱いの材料・部品がある場合や、  
CTCルールでHSコードの変更がない原産材料がある場合、  
材料・部品の生産者に、当該材料・部品自体の「原産性」を  
証明するための根拠資料・サプライヤー証明が必要になります。

# HSコード

特定原産地証明書の手続きは、世界共通の号（=上6桁）までの情報にて行われます。

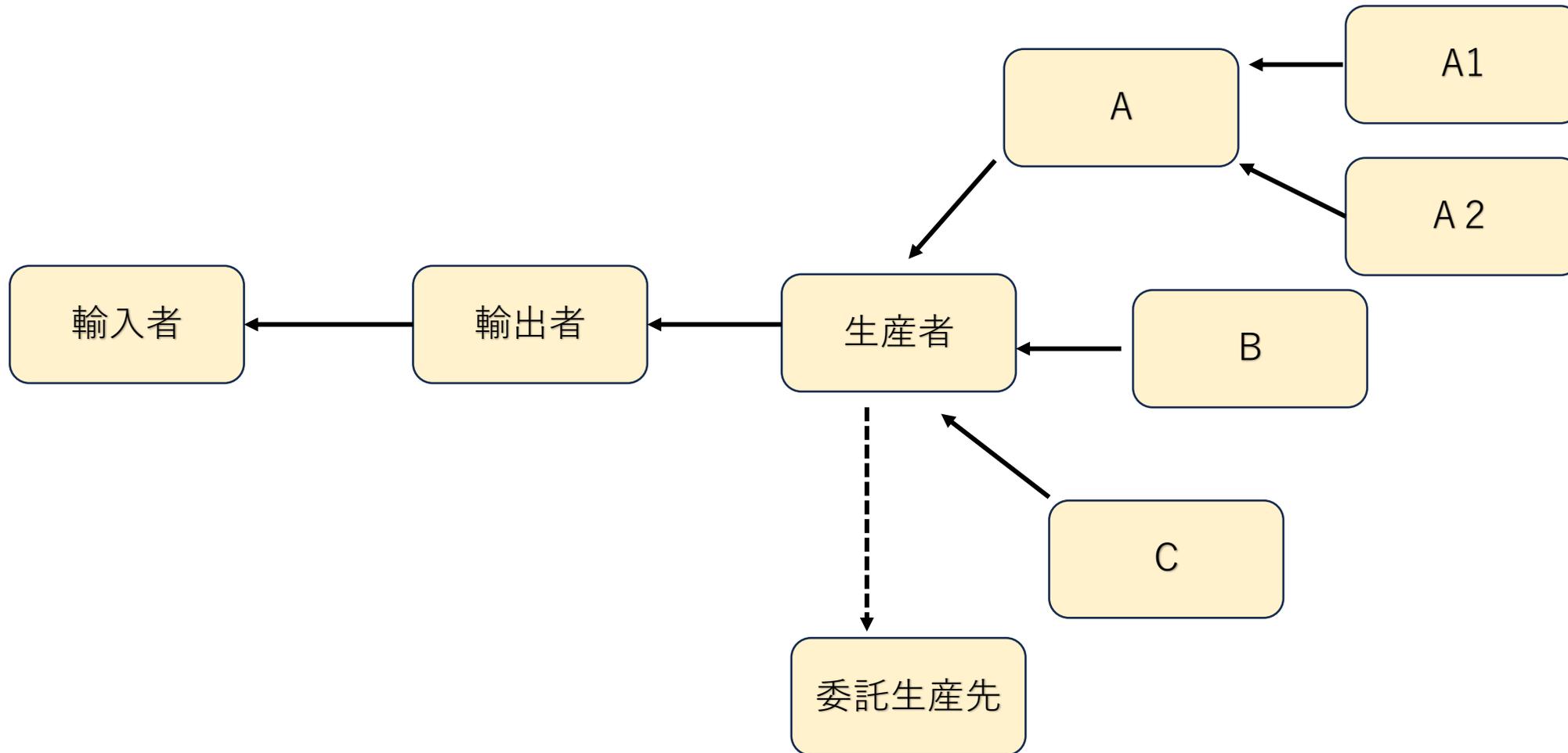
特定原産地証明書に記載されるHSコードは、輸入国でのHSコードです。

日本税関と判断が異なる場合があります。輸出製品のHSコードは、輸入国税関での確認が必要です。



[参考] 日本商工会議所 HP「利用条件の確認」を編集して作成  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/step.html>

# 生産者・輸出者とは



# 輸出産品の名称について

判定依頼/発給申請時は、輸出産品の下記名称の情報が必要。

## ◆ 証明書に記載する正式名称（英文）

輸入国側での使用名称・INVOICE表記と一致していること。

## ◆ 一般名称（英文・和文）

審査時、どのような製品か判断できるものであること。

※型番程度であれば、発給申請時に追記が認められるケースあり。

# 委託生産の場合

委託者と受託者ともに、原産品判定依頼申請手続き上の生産者にあたり、どちらも原産品判定依頼の申請を行うことができます。

## ◆受託者にて原産品判定依頼の申請を行う場合

下記事項が確認できる業務委託契約書等を提出。

製造の指示、原材料などの供給、個別契約、再委託、仕様、品質保証、  
図面の取扱い、契約期間

## ◆委託者にて原産品判定依頼の申請を行う場合

下記を満たしていることを証する資料

- ①生産に係る企画、仕様の決定
- ②原材料の調達、支給又は指定
- ③製造全般の管理・指揮等

※輸出者として原産品判定依頼が可能な場合、委託生産者の対象にはなりません。

# 手続きを始めるにあたっての確認事項

- ✓ 輸出国
- ✓ 適用協定
- ✓ 輸出産品のHSコード
- ✓ 適用ルール
- ✓ 材料・部品の数
- ✓ 生産者の協力
- ✓ 企業登録の有・無